



訪問看護ステーションあさぎ

業務継続計画書（BCP）

自然災害編

（介護サービス類型：共通）

法人名	株式会社 ケアフォーカス
施設・事業所名	訪問看護ステーションあさぎ
代表者名	宮西 盛義
管理者名	宮西 盛義
所在地	香川県高松市太田上町 318-1 フェリス太田 202 号室
電話番号	087-884-3330
作成日	2024 年 8 月 1 日
改訂日	2026 年 4 月 30 日（第 2 版）

1. 総論

1-1 目的

訪問看護ステーションあさぎは、関係市区町村、地域の保健医療サービス・福祉サービスとの連携を図り、利用者の意思及び人格を尊重し、また在宅環境に配慮した看護の実施を遂行しているが、後も地域の期待に応え続けていくとともに、利用者のいのちや生活を守るという社会的責務を果たしたいと考えている。有事においても、当事業所からの訪問看護を継続できるように、また万が一、中断せざるをえない状況になった場合でも、平時からの近隣の保健医療サービス・福祉サービスとの連携により、早期復旧を目指す。

1-2 基本方針

訪問看護ステーションあさぎは、災害の発生に際して次の目的を達成および維持するものとする。

① 当事業所に関わる人の安全を確保する

- ◆ 職員の安全を守る
- ◆ 職員家族の安全を守る
- ◆ 利用者の安全を守る
- ◆ その他事業所に関わる人の安全を守る

② 当事業所の安全と業務の早期復旧を図る

③ 必要時は地域住民の安全の支援を行う

全体像

現在、南海トラフ巨大地震の発生率は30年以内に60～90%程度以上に引き上げられており、かつての東日本大震災と同等もしくは大きい地震・津波が起こると予想されている。また、台風や局地的豪雨などといった災害も決して忘れてはならない。そのために普段から十分な“備え”をし、どのような災害が発生しても迅速に適切な対応がとれることを目指し、本業務継続計画（BCP）を策定する。

1-3 推進体制

事業継続の推進組織のメンバーは以下の通りとする。

主な役割	役職	氏名
責任者	管理者	宮西 盛義
BCP リーダー	事務主任	宮西 真衣
看護ケア担当	看護主任	河村 聖

1-4 リスクの把握

(1) ハザードマップや地域防災計画の確認

補足 1 を別途参照（本文末尾ハザードマップページをご覧ください）



(2) 被害想定

【自治体公表の被災想定】

■ 交通被害

道路：建物崩壊などによる道路閉塞が発生し通行困難となったり点検のための交通規制が生じることが想定されている。

橋梁：液状化の危険が高いため影響を受け、橋梁は崩壊する可能性が高い。

鉄道：建物崩壊により線路や鉄道施設の被害が予想される。また、地震による点検等により不通となる箇所がある。

■ ライフライン

上水：地震及び液状化の影響により、浄水管が破壊され長期間（30 日程度）の断水が予想されている。

下水：浄化槽は地中にあるため破壊は免れそうであるが、電気設備及び建物から浄化槽への配管が破壊され、長期間（30 日程度）使用ができなくなる可能性が高い。

電力：震度 6 弱以上の地域全域が停電する可能性がある。電柱が倒壊する恐れがあり、長期間（最低でも 1 週間）の停電が生じる可能性がある。

ガス：当事業所にはガスの使用は無し。

通信：長期間の停電に伴い、パソコンによる通信は得られない。携帯電話及びタブレット端末は基地局が復旧すればポータブル電源の使用で早期に復旧が可能。

【当事業所における被災想定】

	状況	影響のある事項
電力	停電	電気機器の使用停止、PC等の充電不能、固定電話が使用不可
水道	不通	飲料水の使用不可、生活用水（トイレ等）の使用不可
通信電波	不通	インターネットの使用不可、電話の使用不可
道路	通行止め	車両の使用不可

	被災当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	代替策			復旧					
飲料水	備蓄品			再調達					
生活用水	備蓄品			再調達					
携帯電話	災害用伝言ダイヤル（171）			復旧					
メール	災害用伝言板（web171）			復旧					

1-5 優先業務の選定

（1）優先する事業

- ◆ 災害時、道路の地割れや断水や停電などにより、通常の訪問看護サービスを提供することが困難であることが予想される。ライフラインが復旧するまでの間、備蓄している物品を用いて処置やケアを行うこととする。
- ◆ 可能な限り多くの利用者へ対応するために、週2回以上の訪問予定の利用者においては必要時相談し訪問回数を週1回とする。

（2）優先する業務

担当している利用者の安否確認を含む訪問事業

- 訪問看護業務再開の判断基準：下記状況を早急に判断し再開していく。

- ◆ 通常の移動手段か代替策の移動手段の確保の有無
- ◆ 道路等が倒壊の影響の程度
- ◆ 訪問看護業務につける職員の人数
- ◆ 利用者の訪問看護の重要度の程度
- ◆ 利用者に対して、支援できる家族等の有無
- ◆ 利用者の居住する地域の被災状況

※ 目標復旧時間：可能な限り、訪問看護が必要な利用者に24時間以内にサービスを提供する。

1-6 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

■ 研修・訓練の実施

以下の教育を実施する。

訓練種別	時期	担当	目的
(1) 地震時の対応訓練	年1回	管理者	非常災害対応マニュアルの妥当性の検証を実施・職員への意識づけ
(2) 安全確認訓練	年1回	管理者	職員への意識づけ
(3) 座学研修	年1回	管理者	BCP内容の理解促進

■ BCPの検証・見直し

訓練等の評価に基づき、年1回BCPを見直し、内容を検討する。ただし、事業継続に関わる経営環境に変化があった場合は適宜更新する。

2. 平常時の対応

2-1 人的資源

(1) 指示命令系統の明確化

- ◆ 管理者が責任者として判断を行う。
- ◆ 管理者が何らかの理由で統括できない場合は、看護職員から責任者を選出し判断を行う。

(2) 職員に関して生じる問題の想定

状況	影響のある事項
災害時の勤務状況や被災場所がスタッフごとに異なる	災害時の勤務状況や被災場所がスタッフごとに異なり安否確認等の連絡が途絶え安全の確認が困難になる可能性
スタッフの出勤手段が断絶した場合	出勤困難となる可能性
スタッフやその家族が要配慮者・未就学児であり出勤が困難な場合	出勤困難となる可能性
スタッフが被災した場合	出勤困難となる可能性

(3) 緊急連絡（安否確認）の方法

【安否確認方法】

- ◆ Talknote 内の全社メッセージを使用
- ◆ Talknote が使用不可の場合、ショートメールまたは電話を使用
- ◆ 上記でも安否確認ができない場合は、災害伝言ダイヤル（171）を使用

【安否確認は以下の場合に実施】

- ◆ 管理者が必要と判断した場合
- ◆ 地震震度 4 以上
- ◆ 警戒レベル 4 以上の警報

2-2 建物・設備の安全対策

(1) 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策
建物	賃貸業者に委託
パソコン	机の上で倒れないよう固定する
キャビネット	ボルト等による固定
本棚	ボルト等による固定
金庫	低い位置での収納
消火器等の設備点検・収納場所	年に一度使用期限などを確認する

(2) 水害対策

対象	対応策
建物	賃貸業者に委託
パソコンなどの電気機器	机の上など高いところに配置する
周りに倒れそうなものがないか	適宜確認

2-3 電気が止まった場合の対策

① 代替策

乾電池、充電器、懐中電灯の準備

② 稼働させるべき設備の代替策

- ◆ パソコン : バッテリーを常に 100%状態にする。車のバッテリーを利用する。
- ◆ 携帯電話 : バッテリーは常に 50%以上に保つ。車のバッテリーを利用する。
- ◆ タブレット端末 : バッテリーは常に 50%以上に保つ。車のバッテリーを利用する。
- ◆ 照明器具 : 懐中電灯にて対応する。

2-4 ガスが止まった場合の対策

当事業所にはガスの使用は無し。

2-4 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

2Lペットボトルを51本（職員1人あたり一日2Lを想定）備蓄

※ 計算根拠：職員数17人 × 2リットル × 3日 = 102リットル

② 生活用水

ポリタンク18リットルを3つ（職員1人あたり一日1Lを想定）備蓄

※ 計算根拠：職員数17人 × 1リットル × 3日 = 51リットル

2-5 通信が麻痺した場合の対策

携帯電話での電話、メール、またはTalknote等を用いて連絡を行う。

2-6 情報システムが停止した場合の対策

- ◆ 利用者のデータの保管はクラウドサービスを利用しており、事前のバックアップにて対応している。
- ◆ 電源が喪失した時にはシステム関係は使用できない為、電気の復旧を待ってから使用する。
- ◆ 看護記録は手書き用の記録用紙を利用して対応する。
- ◆ 請求業務は訪看ソフト「カイポケ」を利用しており、電源が喪失した場合にはシステムを使用した請求業務が出来なくなってしまう。その場合は、手書きにて医療・介護給付費請求書を記載し、紙媒体での申請を行う。その際に、保険番号などが分かるようであれば記載する。
- ◆ 請求が困難な場合は、国保連合会へ電話などで相談し概算払いを申請。概算払いは経費の支出方法の特例の一つであり、地方公共団体が支払うべき債務金額の確定前に概算をもって支出することをいい、債務者は確定しているが債務金額が未確定な場合については、あらかじめ一定の金額をその債権者に交付し、後日債権額の確定した際に精算する制度である。

2-7 必要品の備蓄

別紙様式1 災害参照

2-8 資金手当て

- ① 運転資金：1ヶ月分程度の事業運営に必要な資金を確認し把握する。
- ② 事業が中断した際の入金状況の把握：国保連からの入金通常2ヶ月後である。
- ③ 災害に備えた資金手当
 - ◆ 災害時の手元資金の確認
 - ◆ 地震保険の保険契約内容の確認

3. 緊急時の対応

3-1 BCP 発動基準

緊急時体制は、事業所所在地周辺において、下記災害の程度による被災状況、社会的混乱などを総合的に勘案し、事業所所長が判断した場合に BCP を発動する。

地震	震度 6 以上の地震が発生した時
水害	特別警戒警報が発表された時
その他	職員の出勤状況や、移動手段の断絶状況を勘案して事業所所長が必要と認めた場合

3-2 行動基準

原則として職員自身や家族が負傷した場合・自宅に被害がある場合は当事業所から指示があっても自宅での対応を優先とする。出勤できない場合、職員は安否情報と参集できない事情を事業所に連絡する。

3-3 対応体制

管理者	宮西 盛義	検討メンバー	管理者、正社員、非常勤職員
代替者①	宮西 真衣	会議名称	リスクマネジメント委員会
代替者②	河村 聖	開催タイミング	年 1 回

3-4 対応拠点

- ◆ 第一候補場所：訪問看護ステーションあさぎ
- ◆ 第二候補場所：各自自宅

3-5 安否確認

(1) 利用者

利用者の自宅もしくは緊急連絡先へ連絡し、安否確認を迅速に行う。

安否確認・住まい状況・生活状況の把握、ケアマネジャーや必要であれば病院等へ連絡する。

その際の安否確認の結果を記録として残しておく。

新規利用者の受け入れに関しては自事業所の安全の確保ができた上で新規の受け入れを検討する。

(2) 職員

職員の安否確認を迅速に行う。

安否確認・被災状況・訪問中であった場合は利用者名とその状況も確認する。

3-6 職員の参集基準

- ◆ 参集の原則として、職員自身や家族が負傷した場合、自宅に被害がある場合などは施設から指示があっても自宅の対応を優先する。出勤できない場合は参集できない事情を電話やメールなどで管理者へ連絡する。
- ◆ 震度 6 以上の地震が発生した場合は管理者、常勤職員が出勤。
その後、全職員出勤の可否について判断し非常召集が必要な場合は、一斉メール等にて出勤指示を行う。被害状況によっては防災協力隊の応援要請を行う。

3-7 事業所内外での避難場所・避難方法

場所区分	対応・避難先	電話番号
事業所内（当事務所）	土砂災害・火災等があった際は各自避難	087-884-3330
事業所外（第 1 避難所）	太田南コミュニティセンター（太田上町 1045-2）	087-865-9947
事業所外（第 2 避難所）	香川大学附属中学校 体育館（鹿角町 394）	087-886-2121

3-8 重要業務の継続

利用者の生命を守る重要業務の継続について

・被災した利用者への対応

- ① 避難・・・避難が必要であれば速やかに避難し、避難先を確認・記録する
- ② サービス提供の検討・・・管理者により判断を行う。管理者不在時は代替者による判断とする
- ③ 医療機関受診・・・管理者から家族へ連絡を行い、必要に応じて速やかな医療機関への受診・相談を勧める。感染症及び怪我が疑われる場合は保健所への連絡・医療機関への連絡を指導する。
- ④ 利用者の心身状態の確認・・・定期的に管理者から命を受けた医療職から利用者及び家族に連絡を行い、被災による心身状態の変化を把握する。

3-9 職員の管理

- ◆ 休憩場所：ステーションまたは各自の自宅
- ◆ 宿泊場所：各自の自宅または避難場所

3-10 訪問看護ステーションの復旧対応

事務所の損壊などの際は賃貸業者に連絡し対応する。

4. 他施設との連携

4-1 連携体制の構築

地域他職種連携のネットワークの役割確認とネットワークづくり

4-2 連携対応

(1) 事前準備

ボランティア/DMAT・日赤等医療従事者/近隣事業所/都道府県・個人・支援団体などの視点・支援物資の受け入れ等

災害時の支援体制で市内でペアステーションを組み互助を意識することで、緊急時に支援を自ら発信する体制を構築し支援を受け入れやすいように整備する

補助金等の申請の補助代行業務等を協力して行う。

(2) 入所者・利用者情報の整理

平時から利用者の情報等を整理し、援助を受ける際に情報提供できるようにしておく。

(3) 共同訓練

連携先や地域の方とともに定期的に訓練を行い、施設の実状を理解いただき、対応力を高める。

- ◆ 地域住民に対する支援
- ◆ 福祉避難所への支援
- ◆ 訪問範囲地域の避難所への支援
- ◆ 他事業所への支援
- ◆ 行政機関への支援

(参照) 福祉避難所の確保・運営ガイドライン 内閣府 (防災担当)

令和6年8月1日 策定

<更新履歴>

日付	更新内容
2024年08月01日	新規制定
2026年04月30日	たかまつ防災マップのリニューアルに従い、各ハザードマップを更新

補足 1 ハザードマップ

種別	想定内容	種別	想定内容
地震	南海トラフ地震 震度 6 強	津波	高松市到達 1 時間後、3~5m 予想 事業所の津波浸水のリスクは低い
液状化	事業所及び周辺地域における 液状化のリスクは高い	土砂崩れ	事業所及び周辺地域における 土砂災害のリスクは低い
洪水	事業所の洪水浸水のリスクは低い 周辺地域の西側に想定区域あり	高潮・ ため池等	事業所及び周辺地域は ため池浸水想定区域に含まれている

別紙：職員の安否確認シート

フロア：

エリア・ユニット：

No	氏名	安否確認	自宅状況	家族の安否	出勤可否
1		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
2		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
3		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
4		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
5		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
6		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
7		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
8		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
9		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
10		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
11		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
12		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
13		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
14		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
15		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
16		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
17		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
18		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
19		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
20		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）

別紙：利用者の安否確認シート

* 負傷している場合は、医療機関へ搬送を要請する

フロア：

エリア・ユニット：

No	ご利用者氏名	住所	安否確認	容態・状況
1			無事・負傷・不明・外出・死亡	
2			無事・負傷・不明・外出・死亡	
3			無事・負傷・不明・外出・死亡	
4			無事・負傷・不明・外出・死亡	
5			無事・負傷・不明・外出・死亡	
6			無事・負傷・不明・外出・死亡	
7			無事・負傷・不明・外出・死亡	
8			無事・負傷・不明・外出・死亡	
9			無事・負傷・不明・外出・死亡	
10			無事・負傷・不明・外出・死亡	
11			無事・負傷・不明・外出・死亡	
12			無事・負傷・不明・外出・死亡	
13			無事・負傷・不明・外出・死亡	
14			無事・負傷・不明・外出・死亡	
15			無事・負傷・不明・外出・死亡	
16			無事・負傷・不明・外出・死亡	
17			無事・負傷・不明・外出・死亡	
18			無事・負傷・不明・外出・死亡	
19			無事・負傷・不明・外出・死亡	
20			無事・負傷・不明・外出・死亡	